

一般社団法人天草郡市医師会訪問看護センター運営規程

(趣旨)

第1条 本規定は、一般社団法人天草郡市医師会が開設する天草郡市医師会訪問看護センター（以下「センター」という）が行なう指定訪問看護規程（以下「事業という」）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する必要な事項を定める。

(事務所の設置)

第2条 一般社団法人天草郡市医師会立天草地域医療センターに訪問看護事業を行なう事業所を設置し、その名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 一般社団法人天草郡市医師会訪問看護センター
2. 所在地 熊本県天草市亀場町食場1181番地1

(事業の目的)

第3条 訪問看護事業は、老人保健法・健康保険法・介護保険法（以下「法」という。）に基づき、家庭における療養看護を支援し、心身の機能の維持と回復を図るとともに、その生活の質の確保に努めることを目的とする。

(運営の方針)

第4条 センターは保険福祉の向上のために、他の医療、保健または福祉サービスとの密接な連携を図り、良質の在宅ケアサービスを提供するものとする。

(職員)

第5条 1. センターには、必要な職員を配置する。

- (1) 管理者 1名
- (2) 看護師 3名以上
- (3) 事務職員 若干名
- (4) その他の職員 若干名

2. 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、指定訪問看護の業務に従事する職員を管理するとともに、センターの設備及び備品等の衛生管理に努める。
- (2) 看護師は、指定訪問看護を実施し、その結果の記録及び報告を行なう。
- (3) 事務職員は、センターの運営に係る事務及び訪問看護療養費の請求等の事務を行なう。

(業務日及び業務時間)

第6条 業務日

- (1) 営業日は月曜から金曜までとする。（12月29日から1月3日までを除く）
- (2) 業務時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定訪問看護の提供方法)

第7条 指定訪問看護を提供するに当たっては、主治医との密接な連携を図るとともに、保険サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図るものとする。

(指定訪問看護の内容)

第8条 1 指定訪問看護の内容は、次のとおりである。

- (1) 病状観察
- (2) 清拭及び入浴等の保清
- (3) 創処置及び褥瘡の処置
- (4) 体位変換
- (5) 医療器具を受けている方の管理及び指導
(人工呼吸器、在宅酸素、経管栄養、留置カテーテル、その他)
- (6) リハビリテーション
- (7) 食事及び排泄の介助
- (8) 療養上の相談及び指導
- (9) 介護、福祉制度の相談等

2 指定訪問看護の事業は、主治医の訪問看護指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、当該計画書により実施するものとする。

(緊急時等の対応)

第9条 1 看護師等は、指定訪問看護中に指定訪問看護を受けている者（以下「利用者」という。）の病状及び心身の状態が急変した場合は、直ちに主治医に連絡し主治医の指示に基づき必要な措置を講じ、主治医への連絡が困難な場合には、予め指定された医療機関への連絡あるいは救急搬送等の必要な処置を講じなければならない。

2 看護師等は、前項の処置を講じた場合、速やかに管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、天草市、上天草市、苓北町とする。

(利用料)

第11条 利用料は、基本利用料及びその他の利用料とし、利用者から徴収する。

その他の利用料とは、交通費及び利用者の負担金をいう。

- (1) 基本料金は、厚生労働大臣が定める額
法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に
利用者の介護保険負担割合証に記載されや負担割合を乗じた額とする。
- (2) その他の利用料

第10条に規定した通常の事業実施地域を超えて行なう指定訪問看護事業に要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。なお、タクシー利用の場合は、実費額とする。

・通常の事業の実施地域を超えた地点から、1km当たり10円とする。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 1 訪問看護の質の向上を図るために、研修の機会を次のとおりに設け、勤務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用

者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容にする。

5 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。(医療及び指定特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)

(高齢者虐待防止のための措置)

第13条 利用者の人権や擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生を防止するため、以下の措置を講ずる。

- 1 虐待防止のために対策を検討する委員会を設置。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待防止のための研修会を定期的に実施する。
- 4 担当者を配置する。

(ハラスメント対策の強化)

第14条 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、以下のハラスメント対策を講ずる。

- 1 ハラスメントの内容、方針の明確化・啓発。
- 2 行為者への厳正な対処方針、内容の規定周知・啓発。
- 3 相談窓口の設置。
- 4 当事者などのプライバシー保護の為の措置の実施と周知。

(感染症対策の強化)

第15条 感染症の発生またはまん延等に関する取り組みの徹底として、以下の措置を講ずる。

- 1 委員会の開催(法人と共同)。
- 2 指針の整備。
- 3 研修の定期的な実施(感染症対策研修会 年2回開催)
- 4 訓練(シュミレーション)の実施。

(業務継続計画書「BCP」)

第16条 感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を講築する、業務継続に向けた取組の強化。

- 1 感染症発生時における業務継続計画を整備。
- 2 災害発生時における業務継続計画を整備。
- 3 対策を検討する委員会の設置(定期的に見直し、更新履歴を作成する)。
- 4 研修・訓練を定期的に開催(年2回開催)。

(委任)

第17条 本規程に定める事項のほか、運営に関し必要な事項は天草郡市医師会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- (附則) この規定は、平成19年7月1日より施行する。
この規定は、平成23年10月6日より施行する。
この規定は、平成25年4月1日より施行する。
この規定は、平成27年8月1日より施行する。
この規定は、平成29年11月1日より施行する。
この規定は、令和5年11月1日より施行する。
この規定は、令和6年4月1日より施行する。